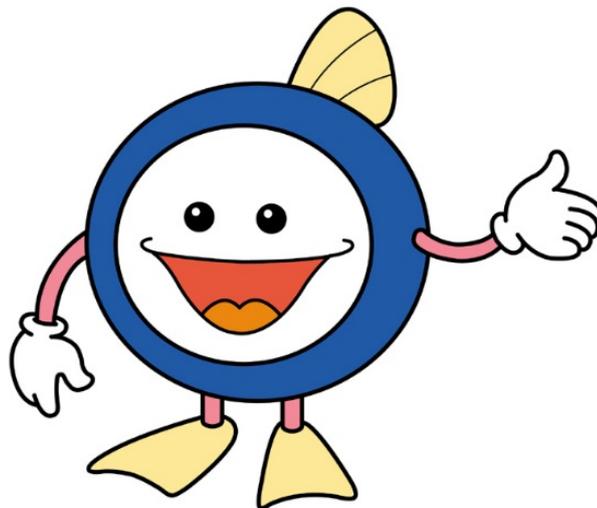


参考資料

下水道法及び三原市下水道条例に基づく

工場及び事業場排水について

公共下水道を使用される皆さまへ



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

はじめに

公共下水道は、私たちの生活環境を清潔で快適なものにしてくれるとともに、河川や海の水質を保全するためのなくてはならない施設です。しかし、工場や事業場から有害な物質等を含んだ悪質な下水がそのまま排出されると、下水管を損傷したり下水処理場の機能を著しく低下させるなど悪影響を及ぼし、私たちの生活が脅かされることとなります。

工場や事業場が悪質な下水を排除しようとする場合には、一定の基準値以下に処理してから下水道へ排除しなければなりません。この手引きは、特定事業場及びその他の工場や事業場の皆さんが公共下水道を使用する場合に必要な水質基準や届出内容などについて概要を説明したものです。

— 目 次 —

1	事業場排水の及ぼす影響は	1
2	特定施設と特定事業場とは	3
3	除害施設ってなに	4
4	阻集器ってなに	5
5	下水道への排除基準	6
6	届出のしくみ	7
7	水質の測定義務	13
8	立入検査について	14
9	改善命令など	14
10	報告の徴収	15
11	事故時の措置について	15
12	罰則一覧	16

～用語の解説～

1 事業場排水の及ぼす影響は

事業場から排水される下水の水質によっては、下水道管の腐食、あるいは詰まらせたりします。また、沼田川浄化センターなどの処理場は微生物の働きによって汚水をきれいにしていますが、この機能を低下させる物質などを含むこともあります。

これらの事業場排水が下水道へ及ぼす影響は、主につぎの3項目に大別されます。

- 1 下水道施設を損傷させ、その機能を低下させる。
- 2 微生物の働きを低下させ、時には処理不能にし、放流水質を悪くする。
- 3 重金属を含むものは、処理場で汚泥に蓄積され、その処理が困難になる。

これらのことは、すべて下水道施設の適正な維持管理を妨げることになり、放流水の水質を悪化させ処理費用の増大をきたし、下水道を使われる皆さまに新たな負担を求めることとなります。

このようなことから、「下水道法」や「三原市下水道条例」では、下水道に排水を流す場合の水質基準（下水排除基準）を定めています。よって、下水道にとって障害となる物質は、事業場で前もって取り除かなければなりません。

下水道に及ぼす影響などを、次のページに示します。

規制項目が下水道に及ぼす影響など

項目	下水道に及ぼす影響
温度	<ul style="list-style-type: none"> ・高温排水は、金属、コンクリートの腐食を促進させる。 ・他の排水との混合によって種々なガスを発生させ、悪臭の原因となります。
水素イオン濃度 (pH)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管施設に影響を与えます。 ・他の排水との混合によって毒性ガス、悪臭ガスを発生させます。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<ul style="list-style-type: none"> ・揮発性の鉱油類は、火災、爆発の危険性があります。 ・下水管を詰まらせます。 ・活性汚泥に付着して酸素の供給を阻害し処理水を悪化させます。
よう素消費量	<ul style="list-style-type: none"> ・猛毒の硫化水素を発生させる危険性があります。 ・管渠内を酸欠状態にする危険性があります。 ・多量になれば処理場の曝気能力にも影響を与えます。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力に限界があり、高濃度になると処理場の処理機能を低下させます。 ・下水管を詰まらせる恐れがあります。
浮遊物質 (SS)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管を詰まらせます。 ・処理能力に限界があり、高濃度になると処理場の処理機能を低下させます。
窒素及びりん含有量	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な処理方法の下水処理場では処理が難しく、河川や海に大量に流れ込むと富栄養化の恐れがあります。
フェノール類	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の原因となります。 ・処理場の処理機能を低下させます。
鉄・マンガン	<ul style="list-style-type: none"> ・多量になると散気板の目詰まりなどの障害を及ぼします。
カドミウム、アルキル水銀、六価クロム、総水銀、鉛、亜鉛、銅、クロム、ひ素、有機りん、ホリ塩化ビフェニル	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物に対して毒として作用するので、処理場の処理機能を低下させます。 ・処理場では除去を期待することが困難です。 ・下水汚泥に堆積するので、汚泥の処理が困難になります。
シアン	<ul style="list-style-type: none"> ・猛毒の青酸ガスが発生する危険性があります。 ・微生物に対して低濃度で悪影響を与えるので、処理機能が低下します。
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタンなど	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の原因となります。 ・処理場の処理機能を低下させます。 ・二次公害を発生させるおそれがあります。
農薬類 (有機りん化合物、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオバルカルブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場で処理できません。 ・微生物に対して毒として作用するので、処理機能が低下します。
ふっ素	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管を腐食させることがあります。

2 特定施設と特定事業場とは

特定施設とは

人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等で定められた施設をいいます。

特定事業場とは

特定施設を設置する事業場のことをいい、特定施設を設置する者を特定施設の設置者といいます。

事業場排水の排除基準は、特定事業場もその他の事業場も違いはありません。しかし、特定事業場は事務手続きや種々の規制、罰則などが、かなり厳しい内容となっています。あなたの事業場がこれに該当するかどうか、よく調べて下さい。

なお、旅館業（特定施設第66号の3）のうちで温泉を利用しない場合は、特定事業場とは異なる扱いになっています。

3 除害施設ってなに

除害施設はなぜ必要

除害施設とは、事業場からの排水の水質が、「下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのある下水」、「公共下水道からの水質を下水道法第8条に規定する技術上の基準に適合させることが困難な下水」であるとき、条例で定める基準に適合させるために、排水を処理する施設のことをいいます。

除害施設の主な種類

主な業種	処理する項目	除害施設の種類
染色・メッキ・表面処理・クリーニング	酸・アルカリ	pH調整装置
製紙・メッキ繊維加工・製板	SS・BOD・重金属類	凝集沈殿装置
整備工場・ガソリンスタンド・飲食店	油分	油水分離層
製紙・食品加工・飲食店	BOD	活性汚泥処理装置
製紙・染色・製毛・塗装	油分・SS	加圧浮上処理装置
食品製造	SS	スクリーン
ドライクリーニング	テトラクロロエチレン等	曝気活性炭吸着装置

※複数の除害施設を設置しなければならない場合もあります。

除害施設等の維持管理

除害施設を設置すればどんな排水でも処理できるというものではありません。

日常の保守、点検、調整など維持管理が適切に行われてはじめて、その機能を十分に発揮することができ、良好で安定した処理水質を得ることができます。

維持管理を確実にを行うためには次のことに留意して下さい。

- (1) 除害施設の管理責任者を定め、管理体制を確立すること。
- (2) 除害施設の運転日誌を作成し、整備保管しておくこと。

記載事項

- ・ 処理水量
- ・ 原水及び処理水の水質
- ・ 処理に要した薬品の量、在庫量、発注量
- ・ 装置の稼動状況
- ・ 発生汚泥の量及び処分の方法
- ・ その他必要な事項

(3) 処理水質や除害施設に異常があったときには、原因を究明し必要な応急措置を講ずると共に、三原市に報告すること。

(4) 廃液を回収し、その処理を委託している事業場も、同様の維持管理を行うこと。

4 阻集器ってなに

排水中に油脂類、揮発油、髪の毛、石膏、糸くず、野菜くず、生ゴミ、砂等が含まれる場合は、排水管・下水管を詰まらせ、またはマンホールポンプ等の施設を損傷させるおそれがあるため、これらの物質を分離収集後、下水道に流す必要があります。排水中のこれらの物質の流入を阻止し、分離、収集・除去する装置を阻集器といいます。

阻集器は、つぎのような時に設置しなければなりません。

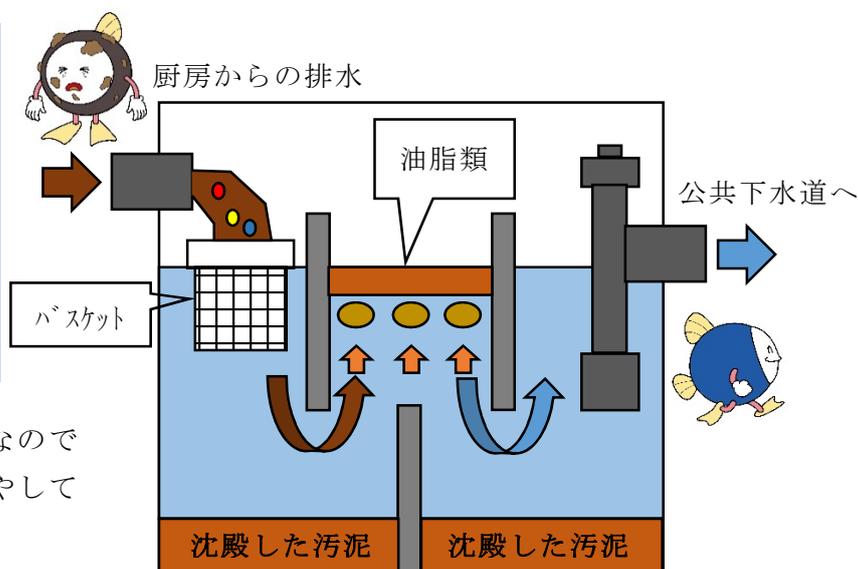
主な業種	阻集器の種類	阻集器の概要
中華料理，和洋食，ラーメン店，喫茶店等	グリース阻集器	油脂類と水を分離する装置
ガソリンスタンド，自動車整備工場等	オイル阻集器	オイル等を阻集器の中で水面に浮かべ集める装置
生コン工場等	サンド・セメント阻集器	土砂・セメント等重い物質を沈殿させる装置
理髪店や美容院等	ヘア阻集器	毛髪や不溶性物質を網目スクリーンで収集する装置
クリーニング店やコインランドリー等	ランドリー阻集器	クリーニング店などでボタンや繊維くずを分離回収する装置
病院や歯科医院等	プラスタ阻集器	石膏・貴金属などの不溶性物質を沈殿させ収集する装置

※阻集器で回収した物質は適正な処分をお願いします。

グリース阻集器の維持管理

グリース阻集器は捕集した油脂類や生ごみをこまめに取り除き、清掃することで、その性能が維持できます。

清掃内容	清掃頻度
バスケット内のゴミの除去	毎日
油脂類の除去	最低でも週1回
底部の汚泥の除去	最低でも月1回



※上の表はあくまでも一例なので必要に応じて清掃頻度を増やして実施して下さい。

5 下水道への排除基準

一般的に公共下水道というと、どのような水質の下水でも流せるものと思いがちですが実際にはそうではありません。「1 事業場排水の及ぼす影響は」で述べたように様々な障害が、下水管や処理場に出てきます。

このようなことから、「下水道法」や「三原市下水道条例」では、下水道に排水を流す場合の水質基準（下水排除基準）定めています。下水道にとって障害となる物質は、事業場で前もって取り除かなければなりません。

つぎに下水排除基準に係る表を示します。

【表—1】事業場からの下水の排除に係る下水道法の法的規制の体系

【表—2】下水道法及び三原市下水道条例による水質規制について

【表—3】下水道への排除基準

(1) 直罰基準

特定事業場から排除される下水の水質が、【別表—3】の直罰基準を超えたとき、直ちに罰則〔下水道法第46条の2〕が適用されます。

罰則は、6ヶ月以下の懲役又は50万円未満の罰金となっています。

(2) 除害施設設置基準

事業場から排除される下水の水質が、【別表—3】の基準値を超えるときは、除害施設を設置する必要があります。

6 届出のしくみ

事業場が下水道を使用しようとする場合、特定施設及び除害施設の設置者等は、次のような届出が必要となります。

(1) 使用開始等の届出

下水道を使用しようとする事業場（特定事業場に限りません。）は、次に該当する場合にはあらかじめ届出が必要です。

(ア) 公共下水道使用開始（変更）届　〔下水道法第11条の2第1項〕

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日の最大汚水量 50立方メートル以上の場合 ・ 届出の必要な水質 【別表—3】に該当する場合 ・ 既に届出した内容を変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水の量 ・ 下水の水質 ・ 使用開始の時期 ・ 処理方法 など 	〔法定様式第4〕 公共下水道使用開始（変更）届

(イ) 公共下水道使用開始届　〔下水道法第11条の2第2項〕

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の届出の対象にならない特定施設の設置者が下水道を使用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用開始の時期 ・ 特定施設の種類 など 	〔法定様式第5〕 公共下水道使用開始届

【罰則規定】

上記2つの届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、下水道法第49条の規定により20万円以下の罰金に処されます。

(2) 特定施設の設置等の届出

特定施設を設置し継続して下水を排除して公共下水道を使用する者で、特定施設の設置届け及び届出事項を変更しようとする場合は、次のような届出が必要となります。

(ア) 特定施設の新設など

a 事前に届出が必要なもの〔下水道法第12条の3第1項〕

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 特定施設を <u>新しく設置する場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の種類 ・ 特定施設の構造 ・ 下水の水質 ・ 処理方法 など 	〔法定様式第6〕 特定施設設置届出書	設置の 60日前まで

【罰則規定】

上記の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、下水道法第47条の2の規定により3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。

b 事後に届出が必要なもの〔下水道法第12条の3第2項〕

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 使用している施設が <u>新たに特定施設に指定された場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の種類 ・ 特定施設の構造 ・ 下水の水質 ・ 処理方法 など 	〔法定様式第7〕 特定施設使用届出書	特定施設となった 日から 30日以内

【罰則規定】

上記の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、下水道法第49条の規定により20万円以下の罰金に処されます。

c 事後に届出が必要なもの〔下水道法第12条の3第3項〕

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 特定施設を設置している事業者が <u>新たに下水道を使用する場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の種類 ・ 特定施設の構造 ・ 下水の水質 ・ 処理方法 など 	〔法定様式第7〕 特定施設使用届出書	公共下水道を使用 することとなった 日から 30日以内

【罰則規定】

上記の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、下水道法第49条の規定により20万円以下の罰金に処されます。

(イ) 特定施設の変更など

a 事前に届出が必要なもの [下水道法第12条の4]

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 特定施設に変更があった場合	・ 構造の変更 ・ 汚水の処理の方法 ・ 下水の量及び水質 ・ 用水及び排水の系統	[法定様式第8] 特定施設の構造等 変更届出書	変更の 60日前まで

【罰則規定】

上記の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、下水道法第47条の2の規定により3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。

b 事後に届出が必要なもの [下水道法第12条の7]

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 事業場の名称及び代表者等に変更があった場合	・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 工場又は事業場の名称及び所在地	[法定様式第10] 氏名変更等届出書	変更の日から 30日以内

【罰則規定】

上記の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、下水道法第51条の規定により10万円以下の過料に処されます。

c 事後に届出が必要なもの [下水道法第12条の7]

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 特定施設の使用を廃止した場合	・ 特定施設の使用廃止年月日及び理由	[法定様式第11] 特定施設使用廃止届出書	廃止の日から 30日以内

【罰則規定】

上記の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、下水道法第51条の規定により10万円以下の過料に処されます。

d 事後に届出が必要なもの [下水道法第12条の8第3項]

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき	・ 被承継者及び承継の原因	[法定様式第12] 承継届出書	承継の日から 30日以内

【罰則規定】上記の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、下水道法第51条の規定により10万円以下の過料に処されます。

(3) 除害施設の設置等の届出

特定事業場でない工場や事業場で継続して公共下水道を使用する者は、下水道へ排除しようとする汚水が排除基準を超える場合は、除害施設を設置する必要があります。〔下水道法第12条、第12条の11及び条例第8条及び第10条〕

(ア) 除害施設の新設など

a 事前に届出が必要なもの〔条例第13条〕

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 除害施設を新しく設置する場合	・ 事業場の概要 ・ 除害施設の構造 ・ 汚水の処理方法 ・ 下水の水質 など	〔様式第14号〕 除害施設新設等届出書	あらかじめ

【罰則規定】

上記の届出をしない場合、条例第32条の規定により5万円以下の過料に処されます。

b 事後に届出が必要なもの〔条例第14条〕

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 除害施設等工事(変更)が完了したとき	・ 完了年月日 ・ 使用開始年月日 など	〔様式第18号〕 除害施設工事(変更)完了届出書	工事が完了した日から 7日以内

【罰則規定】

上記の届出をしない場合、条例第32条の規定により5万円以下の過料に処されます。

(イ) 除害施設の変更など

a 事前に届出が必要なもの [条例第13条]

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 除害施設を <u>休止</u> する場合 ・ <u>届出の事項を変更しようとする</u> 場合	・ 事業場の概要 ・ 除害施設の構造 ・ 汚水の処理方法 ・ 下水の水質 など	[様式第14号] 除害施設新設等届出書	あらかじめ
・ 氏名等の変更があった場合	・ 氏名, 名称, 住所, 工場又は事業場の変更概要など	[様式第15号] 氏名等変更届出書	あらかじめ
・ 除害施設を <u>廃止</u> する場合	・ 使用廃止の年月日 など	[様式第16号] 除害施設使用廃止届出書	あらかじめ

【罰則規定】

上記の届出をしない場合, 条例第32条の規定により5万円以下の過料に処されます。

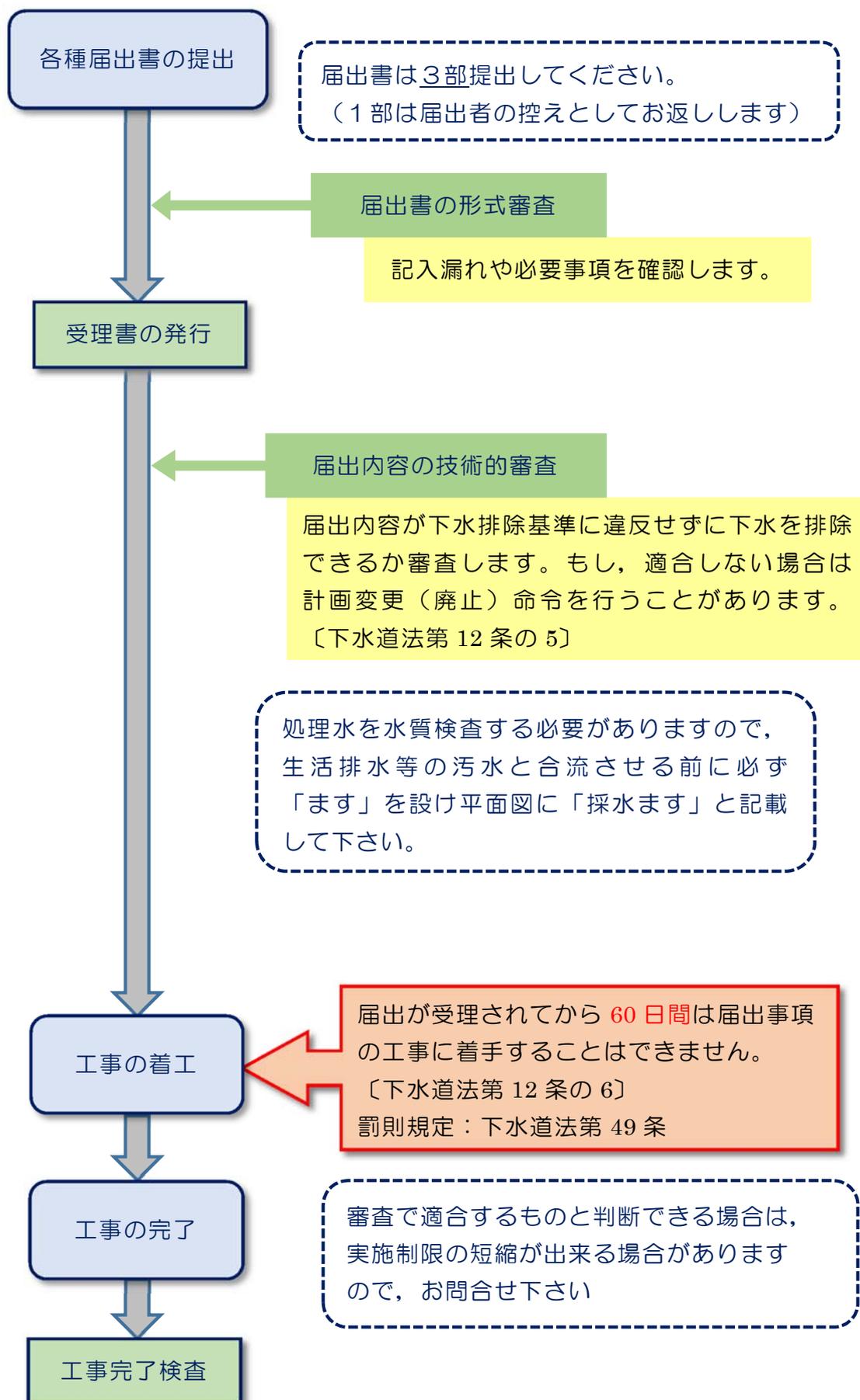
b 事後に届出が必要なもの [条例第14条]

届出を要する場合	届出の内容	届出書の種類	届出の期限
・ 除害施設等工事 (変更)が完了したとき	・ 完了年月日 ・ 使用開始年月日 など	[様式第18号] 除害施設工事(変更) 完了届出書	工事が完了した 日から 7日以内

【罰則規定】

上記の届出をしない場合, 条例第32条の規定により5万円以下の過料に処されます。

(4) 届出から工事完了までの流れ（特定施設の設置，構造等変更届けの場合）



7 水質の測定義務

事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する場合は、処理水の水質を測定し、その結果を記録して保存してください。測定回数については減ずることも可能ですので相談して下さい。

(1) 特定事業場の場合〔下水道法第12条の12〕

項目	内容	
測定方法	「下水の水質の検定方法に関する省令」（昭和37年厚生省・建設省令第1号）で定める検定方法で行ってください。 事業場内に検査部門がない場合は、環境計量証明のできる測定機関へ委託することが可能です。	
採水方法	測定しようとする下水の水質が最も悪いと思われる時刻に、水深の中層部から採取してください。	
採水場所	公共下水道への排出口ごとに、公共下水道に流入させる前に公共下水道による影響の及ばない箇所で行ってください。	
測定回数	温度及びpH	排水の期間中1日1回以上
	BOD	14日を越えない排水の期間ごとに1回以上
	ダイオキシン類	1年を越えない排水の期間ごとに1回以上
	その他の測定項目	7日を越えない排水の期間ごとに1回以上
記録方法	水質測定記録表（法定様式第13）に記録し、5年間保存してください。	

※ここで示す「特定事業場」とは、「旅館業の用に供するちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設」も含まれます。

【罰則規定】

上記の記録をしない、又は虚偽の記録をした場合、下水道法第49条の規定により20万円以下の罰金に処されます。

(2) 特定事業場以外の場合（除害施設の設置者）〔条例第12条〕

項目	内容	
測定方法	特定事業場と同じ	
採水場所	除害施設の排水口ごとに、他の排水による影響が及ばない箇所	
測定回数 (注.1)	温度及びpH	排水の期間中1日1回以上
	BOD及びSS	2月を越えない排水の期間ごとに1回以上
	別表－3に示すNo.16からNo.39の項目	14日を越えない排水の期間ごとに1回以上
	その他の測定項目	1月を越えない排水の期間ごとに1回以上
記録方法	除害施設水質測定記録表（様式第13号）に記録し、5年間保存してください。	

(注.1) 別表－2で示す「法第12条の11」に該当する者のみです。

8 立入検査について

公共下水道の機能及び構造を保全し、処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設及びその他の物件を検査できるようになっています。〔下水道法第13条〕

【罰則規定】

上記の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は下水道法第49条の規定により20万円以下の罰金に処されます。

9 改善命令など

(1) 下水道法の定めによるもの

排除基準に違反した場合や、違反のおそれのある場合には、次の命令や指示を受けることがあります。

【罰則規定】

上記の命令に違反した者は、下水道法第46条の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

(ア) 計画変更命令

特定施設の設置届出や構造等の変更届出について、その内容では下水排除基準を守れないと認められる場合は、計画等の変更命令、あるいは計画の廃止命令が出されることがあります。〔下水道法第12条の5〕

(イ) 改善命令等

特定事業場からの下水が、下水排除基準を超えるおそれのある場合は、施設の改善を命じられたり、施設の使用や下水の排除の停止を命じたりすることがあります。

また、事業場からの排水が下水排除基準を超えた場合は、下水道施設への影響等から施設の改善を命じられたり施設の使用や下水の排除の停止を命じられたりすることがあります。〔下水道法第37条の2、第38条第1項第1号〕

(2) 条例の定めによるもの

公共下水道の管理上必要があると認められるときは、排水設備又は除害施設の設置若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命じることがあります。〔条例第21条〕

【罰則規定】

上記の命令に違反した者は、条例第32条の規定により5万円以下の過料に処されます。

10 報告の徴収

公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴収する場合があります。

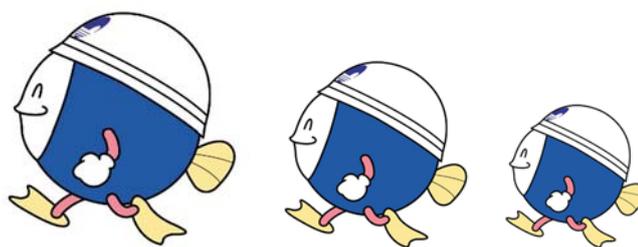
〔下水道法第39条の2〕

【罰則規定】

上記の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、下水道法第49条の規定により20万円以下の罰金に処されます。

11 事故時の措置について

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質又は油が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに当該下水の排出を防止するための応急の措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届けなければなりません。〔下水道法第12条の9〕



12 罰則一覧

法令等で定められた事項を守らずに下水道を使用すると、あらゆる事故が想定され、しいては私たちの良好な生活が脅かされることとなります。

法令等を守らない方に対しては、注意、警告、命令等を行いますが、改善されない場合は罰則を適用することとなります。ただし、罰則を適用する事が目的ではなく、正しく下水道を使用してもらうのが目的ですので、ご協力をお願いします。

(1) 下水道法の定めによるもの

下水道法 条 文	罰則が適用される場合	罰則の内容
第45条 第1項	公共下水道等の施設を損壊し、その他公共下水道等の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した場合	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
第45条 第2項	公共下水道等の施設を操作し、よって下水の排除を妨害した場合	2年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
第46条	第12条の5（計画変更命令等）違反 特定の施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設からの排出される汚水の処理方法に関する計画の変更命令、又は特定施設の位置に関する計画の廃止命令に違反した場合	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
	第37条の2（改善命令等）違反 特定施設の構造若しくは使用の方法もしくは特定施設からの排出される汚水の処理方法の改善命令、又は特定施設の使用もしくは下水排除の停止命令に違反した場合	
	第38条第1項（監督処分）違反	
	監督処分による命令に違反した場合	
第46条 の2	第12条の2第1項又は第5項（特定事業場からの下水の排出の制限）違反	6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金 排除の制限違反が過失 の場合は
	特定の事業場から、排除基準に適合しない下水を排除した場合	
	法12条の9第2項（事故時の措置命令）違反	3月以下の禁固又は20 万円以下の罰金
	事故時の措置命令に違反した場合	
第47条	第32条第7項（他人の土地の立入又は一時使用）違反	6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合	

下水道法 条 文	罰則が適用される場合	罰則の内容
第 4 7 条 の 2	第 12 条の 3 第 1 項（特定施設の設置の届出）違反	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
	第 12 条の 4（特定施設の構造等の変更の届出）違反 特定施設の設置の届出，又は特定施設の構造等の変更の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合	
第 4 8 条	第 11 条の 3 第 3 項又は第 4 項（水洗便所への改造義務）違反	30 万円以下の罰金
	水洗便所への改造命令に違反した場合	
第 4 9 条	第 11 条の 2（使用開始等の届出）違反	20 万円以下の罰金
	特定施設設置者等が公共下水道の使用開始等の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合	
	第 12 条の 3 第 2 項又は第 3 項（特定施設の使用の届出）違反	
	新たに特定施設となった際に，特定施設の使用の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合	
	特定施設の設置者が新たに公共下水道を使用することとなったときに特定施設の使用の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合	
	第 12 条 6 第 1 項（実施の制限）違反	
	特定施設の設置又は構造の変更等の実施の制限に違反した場合	
	第 12 条の 12（水質の測定義務等）違反	
	下水の水質を測定し，その結果を記録しないとき，又は虚無の記録をした場合	
	第 13 条第 1 項（排水設備等の検査）違反	
	特定施設等の検査を拒み，妨げ，又は忌避した場合	
第 5 1 条	第 39 条の 2（報告の徴収）違反	10 万円以下の過料
	事業場等の状況，除害施設又は下水の水質に関し報告の徴収に応じない，又は虚偽の報告をした場合	
	第 12 条の 7（氏名の変更等の届出）違反	
	特定施設の設置等の届出における氏名等の変更の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合	
第 12 条の 8 第 3 項（承継の届出）違反	特定施設の承継の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合	

※条文を赤字で記載しているのは両罰規定を示します。両罰規定とは行為者のほか，その法人又は人も処罰されます。

(2) 条例の定めによるもの

条例条文	罰則が適用される場合	罰則の内容
第32条	第5条（排水設備等の計画の確認）違反	5万円以下の過料
	排水設備の新設及び変更の確認を受けずに、工事を実施した場合	
	第6条（排水設備等の工事の実施）違反	
	指定工事店以外の者で排水設備等の新設等の工事を実施した場合	
	第7条第1項（排水設備等の工事の検査）違反	
	工事の完成した日から7日以内に届出なかった場合	
	第8条又は第10条（施設損傷防止又は水質適合のための除害施設の設置等）違反	
	事業場に除害施設を設けずに、排除基準に適合しない下水を排除した場合	
	第13条（除害施設の設置等の届出）違反	
	除害施設の新設，休止，廃止又は変更に係る届出をしない場合	
	第20条（資料の提出）違反	
	使用料を算出するために必要な限度において，使用者から資料の提出を求められても，これを拒否し，又は怠った場合	
	第21条（改善命令）違反	
	排水設備又は除害施設の設置若しくは使用者に対し，管理上必要がある排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の変更命令に従わない場合	
	第27条第2項（原状回復）違反	
占有物件の期間満了又は目的廃止により，原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置の指示に従わなかった場合		
第5条第1項，第22条（申請書又は図書），第5条第2項本文，第13条，第17条（届出書），第19条第2項第3号（申告書），第20条（資料）の記載違反		
申請者，届出者，申告者又は資料の提供者が不実の記載のあるものを提出した場合		
第33条	偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた場合	別記

※条文を赤字で記載しているのは両罰規定を示します。両罰規定とは行為者のほか，その法人又は人も過料されます。

別記：徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは，5万円とする。）以下の過料

～ 用語の解説 ～

pH＝水素イオン濃度

水の性質又は状態を表します。
pH7は中性
pH7より大きい数値はアルカリ性
pH7より小さい数値は酸性

ノルマルヘキサン抽出物質含有量

油分のことで、鉱油類と動植物油脂類とに分けられ、下水道管のつまり、悪臭、爆発などの原因になります。

BOD＝生物化学的酸素要求量

その有機物が、微生物の働きによって分解させるときに必要な酸素量のことです。

この数値が大きいほど水がよごれていることを示しています。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニングや化学繊維、金属の洗浄などで使われています。室温では不燃性の液体ですが、空気中に蒸発しやすく鋭く甘い悪臭がします。

フェノール類

フェノール（石炭酸）、各種のフェノール化合物の総称のことです。消毒用薬剤、クレゾールなどの主成分です。悪臭の原因になります。

SS＝浮遊物質

水に浮遊している物質で、数マイクロメートル（1マイクロメートルは1000分の1ミリメートル）以上の粒子のことです。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパーラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。

強い毒性があり、分解されにくく、体内に取り込むとなかなか排泄されません。



工場及び事業場排水について

初版：平成28年1月

発行：三原市都市部下水道整備課